

# お知らせ版



広報しばた・お知らせ版・第675号・柴田町役場まちづくり政策課・柴田町船岡中央2丁目3-45(☎54-2111)  
柴田町ホームページアドレス <http://www.town.shibata.miyagi.jp/>

## 東日本大震災の余震に伴う上下水道料金の減免のお知らせ ～基本料金の半額を減免～

4月7日に発生した、東日本大震災の余震に伴うお客さまの負担を軽減するため、上下水道料金を減免措置いたします。5月分上下水道料金(4月使用分)の基本料金1カ月分の半額を減免いたします。また、宅地内および屋内において、給水装置の破損により漏水が生じた場合、過去の実績により水量を減量して料金を計算します(6月分料金まで反映します)。

☎ 上下水道課 ☎ 55-2119

## 東日本大震災による町税の減免

東日本大震災により、所有する資産が被害に遭った場合、その損害程度により町税が減免となる場合があります。下記要件に該当する損害を受けた場合は、税務課までお問い合わせください。減免申請書は、税務課、槻木事務所に準備しています。

### ＜町民税・国民健康保険税＞

- 震災より、死亡、生活保護法の規定による生活扶助を受けることになったとき、地方税法に規定する障害者となったとき
- 自己が所有する住宅(自己が居住する場合に限る)が震災により、半壊以上の損害を受けた方

▶ 必要なもの／減免申請書、り災証明書(総務課発行)

### ＜固定資産税・都市計画税＞

- 宅地などの場合……震災により地形を変じ、宅地などの利用価値を失った場合  
※被害面積が当該土地の面積の20%以上
- 家屋の場合……半壊以上の損害を受けた場合  
※瓦の破損や外壁の亀裂などの一部損壊は減免の対象外
- 償却資産の場合……申告している資産の損傷を受け、使用目的を損じ、修理または買い換えを必要とする場合  
※価格の20%以上の価値を減じたとき

▶ 必要なもの／減免申請書、領収書の写し、資産明細書(償却資産申請時)

▶ 申請期限／8月31日(水)

☎ 税務課 ☎ 55-2116

## 東日本大震災による 幼稚園の相談窓口を開設

町教育委員会では、東日本大震災で被災した幼児の幼稚園に関する相談窓口を設けています。

☎ 教育総務課 ☎ 55-2134

☎ 申込先 ☎ 問合せ先 ☎ 予約

## くらしの情報

### 震災に便乗した悪質商法や メールにご注意ください!

「リフォーム工場の強引な勧誘」や「義援金を募る振り込め詐欺」など、震災の混乱や、被災者を支援したいという気持ちに付け込んだ悪質商法が拡大しています。十分注意してください。不審に思った時は下記にご相談ください。

☎ 震災に関する悪質商法 110 番

☎ 0120-214-888

(受付時間 10:00～16:00)

☎ 町民環境課消費生活相談

☎ 55-2113

募集

## 木造住宅耐震診断 助成事業について

このたびの東日本大震災では、特に昭和56年5月以前の耐震基準で建てられた木造住宅に大きな被害が生じました。震災に関連する余震も続いており、宮城県沖を震源とする大規模地震についても、引き続き警戒が必要です。これらに対応し、町では木造住宅の耐震強度について、正しく認識していただくため、戸建て木造住宅の耐震診断助成事業を行います。

☎ 木造住宅耐震診断助成事業

▶ 対象／昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅

▶ 内容／県などが認定した木造住宅耐震診断士を派遣し、住宅の耐震診断と改修計画を行います。

▶ 募集件数／20件(先着順)

▶ 費用／住宅の延床面積により8,000円以上の自己負担が掛かります。

▶ 申込受付／5月16日(月)から随時受け付けます。

☎ 都市建設課 ☎ 55-2121



## 住民税

町や県が所得に対して課税する税金は「町民税」と「県民税」で、この2つを合わせて「住民税」といいます。

住民税は、地域の会費とも言われ、住民に対し行政サービスを提供している地方公共団体が課税主体となり、サービスの供給に必要な経費を、受益者である多くの住民に分担してもらうという共同経費の性格を持っています。ただし、専業主婦や学生のように所得のない方や生活保護を受けている方、前年の所得が一定金額以下の方などは非課税になります。住民税は「均等割」と「所得割」に区分されます。均等割は、税金を負担する能力のある個人が均等の額によって負担するものであり、所得割は、前年の所得の額に応じて負担するものです。

住民税は、1月1日（賦課期日）現在の住所地で課税され、町民税と県民税についての賦課徴収（申告書の受け付け、税額の計算、納税通知書の送付、税の収納など）の事務は町が併せて行います。

柴田町の皆さんに負担していただく県民税は、税率の違いを除けば、課税や納税の仕組みが町民税と同じですので、柴田町が2つの税の事務手続きをまとめて行っています。なお、平成23年4月から、県民税には均等割の超過課税「みやぎ環境税」（年額1,200円）が実施されています。

住民税には、この個人の住民税のほかに「法人住民税」もあります。

### 住民税を納める方（納税義務者） 基準日：平成23年1月1日

納税義務者 納める税	町内に住所がある方	町内に住所はないが、事務所 または家屋敷のある方
①均等割	○	○
②所得割	○	—



#### ①均等割

町民税（年額）	3,000円
県民税（年額）	2,200円（みやぎ環境税含）

#### ②所得割

$$\boxed{\text{計算方法}} \quad \frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除}}{\text{課税所得金額}} = \text{所得割額}$$

住民税の税率 … 10%（町民税6%、県民税4%）

※住民税は前年中の所得を基準として計算されるので、平成23年度の住民税は、平成22年分の所得金額が基準になります。

### 住民税が課税されない方

#### ○均等割・所得割が非課税

- (ア) 生活保護法により生活扶助を受けている方
- (イ) 障害者、未成年者または寡婦（夫）で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方

#### ○均等割が非課税

前年中の所得金額が33万円に、本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族がいる場合には、その金額にさらに16万8千円を加算した金額）以下の方

#### ○所得割が非課税

前年中の所得金額が35万円に、本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族がいる場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額）以下の方

# 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険事業における保険給付や各種検診事業などの財源として使用される目的税です。

国民健康保険税総額は、その年に予測される医療費などに対して、被保険者の負担する一部負担金、国庫補助金などを見込んで算出します。

## 国民健康保険税の改正

平成 23 年 4 月から、医療保険分の課税限度額が 50 万円から 51 万円に、後期高齢支援金分の課税限度額が 13 万円から 14 万円に、介護保険分の課税限度額が 10 万円から 12 万円にそれぞれ引き上げられました。

## 国民健康保険税の課税額

医療保険分と後期高齢支援金分および介護保険分（40 歳以上 65 歳未満の被保険者）の合算額となります。

加入されている方に対して、以下の 4 項目に基づいて課税されます。

<b>所得割額</b> 世帯の前年中の所得に応じて計算	+	<b>資産割額</b> 世帯の固定資産に応じて計算	+	<b>均等割額</b> 世帯の加入者数に応じて計算	+	<b>平等割額</b> 一世帯にいくらかと計算
--------------------------------	---	------------------------------	---	------------------------------	---	----------------------------

課税限度額	51 万円（医療保険分）
	14 万円（後期高齢支援金分）
	12 万円（介護保険分）

○国民健康保険税は、年度内（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）の被保険者の期間に応じて月割計算となります。

○国民健康保険税は、資格を取得した月から世帯主名で課税されます（届出をしたときからではありません）。

## 国民健康保険税の軽減措置

○国民健康保険税では、加入者の総所得額に応じて、均等割額、平等割額について軽減制度が適用になる場合があります。なお、所得が確定しないと適用になりませんので、毎年忘れずに確定申告をしてください。

○倒産や解雇などで職を失った非自発的失業（離職）者について、平成 22 年度から軽減制度（申請に基づき、非自発的失業（離職）者の前年の給与所得を 30 / 100 として国民健康保険税を算定）が適用になっております。

※非自発的失業（離職）者とは、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者で離職日において 65 歳未満である方が対象となります。

※軽減期間は離職日の翌日の属する月から、その翌年度末までとなります。

例)

離職日 平成 21 年 10 月 5 日の場合 ⇒ 軽減期間 平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで

離職日 平成 22 年 3 月 31 日の場合 ⇒ 軽減期間 平成 22 年 4 月から平成 24 年 3 月まで

離職日 平成 23 年 4 月 20 日の場合 ⇒ 軽減期間 平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月まで

## 国民健康保険税の納期

普通徴収：納付書や口座振替により納入していただきます。

特別徴収：年金からの天引きとなります。

普通徴収	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	翌年 1 月
	4 月に届く納税通知書（暫定納付書） 前年の税額の 3 / 10			7 月に届く納税通知書 被保険者の前年の所得額が確定されたもので計算されます						

※納期は納税通知書により、4 月から翌年 1 月までの年 10 回に分けて納税します。

特別徴収	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年の 2 月
	4 月、6 月、8 月の税額は、前年度第 6 期（2 月）と同額となります。			7 月に届く納税通知書 被保険者の前年の所得額が確定されたもので計算されます		

※納期は納税通知書により、4 月から翌年 2 月までの年 6 回に分けて年金から天引きされます。

※特別徴収対象者が税額変更などにより特別徴収が停止された場合、普通徴収で納付することになります。

※特別徴収から普通徴収に納付方法（口座振替に限る）を変更することができます。

# 固定資産税・都市計画税

固定資産税の対象となる資産の価格については、総務大臣が定めた全国一律の公平な基準で評価し決定します。また、都市計画区域内の土地（宅地など）・家屋を所有している方には、都市計画事業の推進のための費用に充てる目的税として、都市計画税を負担していただいています。

区 分	固定資産税	都市計画税
賦課期日	毎年1月1日	
課税客体	固定資産（土地、家屋、償却資産）	都市計画区域内の宅地など、家屋
納税義務者	固定資産の所有者	当該土地または家屋の所有者
課税標準額	原則として固定資産の価格 ※住宅用地には軽減措置があります。	原則として宅地など、家屋の価格 ※住宅用地には軽減措置があります。
税額の計算方法	課税標準額×1.4% ※新築住宅に対する軽減額があります。	課税標準額×0.3%
免税点	町内に所有する固定資産の課税標準額の合計が、次の額未満の場合は課税されません。 ○土地 30万円未満 ○家屋 20万円未満 ○償却資産 150万円未満	固定資産税の免税点と連動
納税方法	納税通知書により、5月・7月・9月・11月の年4回に分けて納税	

## 固定資産税はどのように決めるの？

- 土地…宅地価格は、標準となる宅地の鑑定評価価格を求め、その7割程度を目標に評価します。そのほかの地目は、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。
- 家屋…評価の対象となった家屋と同じものを、もう一度新築した場合、費用がいくら掛かるかを算出した額（再建築費）を基に価格を求めます。
- 償却資産…事業を営むために所有している機械などの取得価格を基礎とし、取得後の経過年数による減価を考慮して価格を決定します。



## 納税通知書に課税資産明細書を添付

固定資産の土地・家屋の所有者に対して、納税通知書の次頁に課税資産の明細書を添付しています。

## 路線価を公開

納税者に理解を深めていただくために、町内のすべての路線価を税務課で公開しています。

※(財)資産評価システム研究センターのホームページでも公開していますので、ご利用ください。<http://www.chikamap.jp>（全国地図マップ）

## 固定資産縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧

- ▶期間／5月31日(火)まで ※土・日曜日、祝日を除く
- ▶時間／8:30～17:15
- ▶場所／税務課
- ▶必要なもの／納税通知書（前年度でも可）、運転免許証、印鑑、委任状（本人以外）



## 平成23年度の自動車税に関する特別措置

平成23年度の自動車税納税通知書の発送は、8月以降を予定しています。これに伴い、自動車税納税証明書（継続検査（構造等変更検査）用）の有効期限も延長して取り扱いますので、平成23年5月30日有効期限の納税証明書は引き続き大切に保管してください。また、身体障害者などの減免申請の期限も延長されます。

なお、今回の震災で被災し、滅失、使用不能または所在不明となっている自動車（軽自動車を除く）の自動車税は、課税を停止します。8月以降にお送りする納税通知書に課税を停止する申請用のはがきを同封しますのでご利用ください。申請は県ホームページからの電子申請やダウンロードした申請書の郵送でも可能です。

## 青年期健康診査を実施します

追加申込は6月27日(月)まで

青年期健康診査を申し込まれた方に受診通知書を配付します。町内実施医療機関での個別検診となります。期間を過ぎると受診できなくなりますので、必ず期間内に受診してください。受診通知書が5月28日(土)までに届かなかった場合はご連絡ください。また、申し込まれなかった方で、受診をご希望の方は6月27日(月)までにお申し込みください。

▶ 健診期間 / 6月1日(水)～30日(木)

▶ 対象 / 19歳～39歳の方 ※年齢は、平成24年3月31日現在。

▶ 自己負担料 / 柴田町国民健康保険加入者 800円、左記以外の方 1,700円

▶ 持ち物 / 受診通知書、自己負担料、尿容器、前年度健診結果通知書(お持ちの方)

▶ 実施医療機関 /

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
乾医院(予約不要)	56-1451	仙南クリニック(要予約)	55-1555
太田内科(予約不要)	55-1702	高沢外科・胃腸科(要予約)	57-1231
大沼胃腸科外科婦人科医院 (予約不要)	56-1441	玉淵医院(予約不要)	56-1012
		船岡今野病院(予約不要)	54-1034
佐藤内科クリニック (初めての方のみ要予約)	54-3755	宮上クリニック(予約不要)	55-4103
		村川医院(要予約)	54-2316
しばた協同クリニック(要予約)	57-2310		

申岡 健康推進課 ☎ 55-2160

## 子宮がん検診が始まります

子宮がん検診を申し込まれた方に受診票を配布します。期間内に指定医療機関で受診してください。5月28日(土)までに受診票が届かなかった場合はご連絡ください。また、申し込まれなかった方で受診をご希望の方は7月27日(水)までにお申し込みください。

▶ 検診期間 / 6月1日(水)～7月30日(土)

※検診期間後半は大変混み合います。6月中の受診をお勧めします。

医療機関名	検診日時
毛利産婦人科医院 ☎ 55-3509	月・火・木・金 ○8:30～11:30 ○13:30～17:30
	水・土 ○8:30～11:30
大沼胃腸科外科婦人科医院 ☎ 56-1441	月～金 ○10:00～12:00 ○14:00～17:00
宮上クリニック ☎ 55-4103	月・火・水・金 ○8:30～12:00 ○14:00～17:30 ※ただし、火曜日の午後は15:00～17:30
	木・土 ○8:30～12:00
みやぎ県南中核病院 ☎ 51-5500	月・火・木・金 ○14:00～15:00(予約制) ※時間に遅れた場合キャンセル扱いになりますのでご注意ください。
	予約受付について 日時 / 5月26日(木)～7月28日(木) 14:30～16:30 変更・お問い合わせは 8:30～17:00(土・日曜日、祝日を除く) 予約方法 / 電話または外来受付4番窓口で受け付けます。

▶ 自己負担料 /

検診内容(検診単価)	75歳以上の方	町国保加入者	左記以外の方
頸部がん検診(7,014円)	1,000円	1,000円	2,100円
体部がん検診(7,014円)	1,000円	1,000円	2,100円

※体部がん検診は、条件該当者のみとなります。受診票にてご確認ください。

申岡 健康推進課 ☎ 55-2160

## 大腸がん・前立腺がん検診

追加申込は5月26日(木)まで!

検診は、町内指定医療機関での個別検診です。「先の申込時に申し込まなかった」「最近転入した」という方で、受診をご希望の方は5月26日(木)までにお申し込みください。それ以降は受け付けることができませんので、十分ご注意ください。詳しくは、お知らせ版4月15日号をご覧ください。

▶ 対象 / 大腸がん検診: 40歳以上の方

前立腺がん: 50歳～79歳の男性

※年齢は平成24年3月31日現在

申岡 健康推進課 ☎ 55-2160

## 40歳、50歳の女性の節目検診 骨粗しょう症検診 (骨密度測定)を行います

骨粗しょう症検診を実施します。対象年齢の方に受診票を配布しますので、この機会にぜひ受診してください。6月3日(金)までに受診票が届かなかった場合はご連絡ください。

実施日	実施会場
6月23日(木)	保健センター
6月24日(金)	槻木生涯学習センター

▶ 受付時間 / 第1部 13:30～14:15  
第2部 14:15～15:00

▶ 対象 / 40歳および50歳の女性

※年齢は平成24年3月31日現在

申岡 健康推進課 ☎ 55-2160

募集

## 8020 よい歯のコンクール

8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保とう)を推進しています。よい歯を保ち健康な方のご応募をお待ちしています。

▶ 対象 / 6月4日現在、満80歳以上で20本以上(治療完了)の歯があり、健康な方  
▶ 応募方法 / はがきまたはFAXに、住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号、かかりつけまたは最寄りの歯科医院をご記入ください。

▶ 申込期限 / 6月24日(金)

申岡 宮城県歯科医師会「コンクール事務局」  
〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-5-1  
☎022-222-5960 FAX022-215-3442

# ゆる.ぷら

## 「ゆる.ぷら」インフォメーション

### ■「囲碁将棋教室」のご案内

- ▶日時／5月21日(土)10:00～17:00
- ▶対象／小学生以上であれば、どなたでも参加できます(低学年は保護者付き添い)。
- ▶参加費／無料 ※申し込みは不要です。直接「ゆる.ぷら」にお越しください。

### ■ギャラリー展示

#### ●ペイントサークル「ナチュリラ」第1回作品展

かわいらしいものからナチュラル・和調のものなど、さまざまなトールペイントの作品をどうぞご覧ください。

- ▶期間／5月22日(日)まで

#### ●「シャドーボックス三人展」

「シャドーボックス」とは、数枚の同じ絵をパーツごとに切って重ねていき、立体的な絵にしたものです。仲良し三人組のこれまでの成果を発表しますので、ぜひご覧ください。

- ▶期間／5月24日(火)～6月5日(日)

#### 開館時間・休館日

- ▶開館時間／10:00～18:00
- ▶5月の休館日／16日(月)、23日(月)、30日(月)

☒ しばたまち交流ひろば「ゆる.ぷら」(イオンタウン柴田ショッピングセンター内)

☎ 86-3631 ☎ 86-3641 Eメール: yurupura@ji.jet.ne.jp  
まちづくり政策課 ☎ 54-2111

## 子育て支援センター

### からのお知らせ

### 移動なかよし広場 ～楽しいよ！親子で遊びにきてね～

▶日時／5月24日(火)9:45～11:00	▶日時／5月27日(金)9:45～11:00
▶場所／船岡体育館	▶場所／農村環境改善センター
▶テーマ／風船で遊ぶう	▶テーマ／みどりの中を探検しよう

- ▶対象学区／全小学校区
- ▶対象／就学前のお子さんと保護者の方
- ▶持ち物／各自必要なもの

### 子育て支援センターに遊びにきませんか？

子育て支援センターは、柴田町在住の子育て親子なら、どなたでも自由に利用できる交流の場です。スタッフによる遊びの提供や子育て相談なども実施していますので、ぜひご利用ください。

- ▶開放日／毎週月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除く)
- ▶時間／9:00～17:00

### 子育て自主サークルに参加しませんか

サークル名	開催日	場 所	主 な 内 容
おっばいクラブ	第1・3金曜日	榎木生涯学習センター	自由遊び、季節の行事
にこにこ	毎週火曜日	子育て支援センター	自由遊び
あっぷる	第2・4木曜日	榎木生涯学習センター	季節の行事
ちょうちょ	第1・3金曜日	西住公民館	季節の行事
ポップ	第2・4木曜日	船迫公民館	お出掛け、季節の行事
ぶにぶにBABY'S	第2・4金曜日	船迫公民館	赤ちゃん向け絵本の勉強会、読み聞かせ
チェリー	第2・4木曜日	子育て支援センター	自由遊び、季節の行事
スリーズ	第2・4水曜日	船迫生涯学習センター	自由遊び

- ▶開催時間／10:00～12:00

※場所の都合で変更になる場合があります。お問い合わせの上、ご参加ください。

☒ 子育て支援センターるんるん(船迫児童館内) ☎ 54-4040

## 介護家族の しゃべり場

介護者同士、お茶を飲みながら気楽におしゃべりしませんか。事前の申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。

- ▶日時／6月1日(水)13:30～15:00
- ▶場所／柴田町地域福祉センター
- ▶参加費／100円(お茶菓子代)

☒ 柴田町地域包括支援センター  
☎ 86-3340

## 行政相談委員に星マサ子氏 ～お気軽にご相談ください～

4月1日付けで、総務大臣より行政相談委員に星マサ子さん(住所:榎木東2丁目)が委嘱されました。行政相談委員は、国・特殊法人などの仕事についての意見や苦情・要望を受け付け、皆さんと役所などとの間に立って、その解決・改善の手助けを行います。相談は無料で秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。

- ▶定例相談日／毎週第4水曜日  
10:00～15:00
- ▶相談場所／役場1階 町民相談室
- ☒ 町民環境課 ☎ 55-2113

## 平成23年度の年金額について

年金額は物価の伸びで改定され、4月分(6月支給)より変更されることになっています。平成22年度の物価が、基準となる平成17年度の物価よりも0.4%下がったため、平成23年度の年金額は前年度より減額となります。

### 【国民年金(基礎年金)の年額】

- 老齢基礎年金(満額のとき) 788,900円
- 障害基礎年金1級 986,100円
- 2級 788,900円
- 遺族基礎年金 788,900円
- 子の加算額
  - ・2人目まで1人につき 227,000円
  - ・3人目以降1人につき 75,600円

☒ 日本年金機構大河原年金事務所  
☎ 51-3113

# 「震災復興商品券」を発行

東日本大震災の震災復興を祈念し、地元商工業の復興・振興を図るため、商工会が事業実施主体となり、割増商品券を販売します。

- ▶ **割増商品券とは**／額面 500 円の商品券 20 枚とプレミアム分 4 枚を 1 セット 24 枚綴りにしたものを 10,000 円で販売するものです。ただし、9 月 30 日までの使用期限があります。
- ▶ **販売の開始日および場所、制限は**／5 月 28 日(土)午前 10 時から完売まで、柴田町商工会で販売します。特に、5 月 28 日を重点販売日として、槻木地区は槻木事務所、船岡地区は柴田町商工会と柴田町観光物産交流館売店の 3 か所で販売します。購入にあたっては氏名を記入いただき、1 人 2 セットを上限とします。
- ▶ **取扱店は**／町内約 200 店舗でご利用いただけます。店舗などの店先に、震災復興商品券取扱店と表示します。

☎ 柴田町商工会 ☎ 54-2207

## ぴいかぶうからのお知らせ

### ○ぴいかぶうのへや「のばら」開放日

絵本や紙芝居、わらべ歌、手遊びなどをゆったりと楽しんでみませんか。時間内は出入り自由です。

- ▶ **日時**／5 月 26 日(木) 15:30 ~ 17:00 ※おはなしタイム 16:00 ~ 16:30
- ▶ **参加費**／無料

### ○子どもゆめ基金助成金助成活動 **絵本いっぱい** ~とよかずひこ氏のまき~

絵本の好きな大人と子ども、みんな~寄っといで! パルボンさん、ももんちゃんが待ってるよ!

- ▶ **日時**／5 月 19 日(木) 15:30 ~ 17:00 ▶ **参加費**／無料

### ○児童文化を学ぼう会

~絵本・紙芝居・語り・わらべうた・折り紙などを学び合い、子どもたちに届けよう~

- ▶ **日時**／5 月 25 日(水) 19:00 ~ 20:30 ※毎月第 4 水曜日開催
- ▶ **参加費**／300 円
- ▶ **場所**／ぴいかぶうのへや「のばら」(庄司さん宅: 船岡中央 2 丁目)

☎ おはなしの会ぴいかぶう (庄司)、(小塩)

## アルコール

専門相談

アルコールに関連するさまざまな問題を抱えて悩んでいる本人、家族、関係者の方および嗜癖問題を抱えている方や AC (機能不全家族) の方を対象に精神保健相談員による相談を実施します。(要予約)

- ▶ **日時**／6 月 10 日(金) 13:00 ~ 15:00
- ▶ **場所**／県仙南保健福祉事務所 保健所棟

☎ 県仙南保健福祉事務所 母子・障害班 ☎ 53-3132

## 思春期・引きこもり

専門相談

思春期の悩みを抱えている本人、家族、関係者の方を対象に精神科医・精神保健相談員による相談を実施します。お気軽にご相談ください。(要予約)

- ▶ **日時**／6 月 3 日(金)・24 日(金) 13:00 ~ 15:00
- ▶ **場所**／県仙南保健福祉事務所 保健所棟

## ご支援ありがとうございます

### 《震災寄附金》

○日本医療福祉生活協同組合連合会 (500 万円) ○北海道伊達市議会議員会 (10 万円) ○寺下祐子 (5 万円) ○小室穰嗣 (3 万円・タオルなど) ○関根洋子ほか 11 人 (24,037 円) ○柴田町パークゴルフ愛好会 (11,900 円)

### 《支援物資提供》

○宮城県薬剤師会 (医薬品など) ○岡崎静夫 (野菜) ○農産物直売所利用者組合 (野菜)

※4 月 13 日以降に震災寄附金・支援物資を受け付けし た分のみを掲載しました。(4 月 25 日現在、敬称略)

## 有害鳥獣捕獲のお知らせ

- ▶ **日程**／5 月 27 日(金)
- ▶ **区域**／市街地を除く町内全域
- ▶ **重点地区**／白石川(東北リコー下流域)、阿武隈川、農業用ため池
- ▶ **対象鳥獣**／カラス、カルガモ
- ▶ **捕獲方法**／町有害鳥獣駆除隊員が銃器で捕獲します(だいたい色の腕章を付け、鳥獣捕獲許可証を持参)

☎ 農政課 ☎ 55-2122

## 土星と春の星座を見つけよう

太陽の村にある望遠鏡で、土星と春の星座を観望します。ぜひご家族でお越しください。

- ▶ **日時**／5 月 24 日(火) 19:30 ~ 20:30
- ▶ **場所**／柴田町太陽の村「太陽の家」屋上 ※時間内自由参加、無料(天候不良時は中止) ※足元が暗いので懐中電灯を持参してください。

☎ 柴田町星を見る会 (豊川)

## 受講生募集

## テニス教室

初心者、中級者の方を対象に教室を開催します。

- ▶ **期間**／6 月 5 日(日) ~ 7 月 24 日(日) の全 6 回 13:30 ~ 15:00
- ▶ **場所**／入間田テニスコート
- ▶ **募集人数**／18 歳以上の町民 15 人
- ▶ **受講料**／3,000 円
- ▶ **申込期限**／5 月 31 日(火)

☎ 柴田町テニス協会事務局 (加藤) (受付時間 10:00 ~ 18:00)

固定資産税・都市計画税(第 1 期)

国民健康保険税(第 2 期)

納期限

5月31日(火)

☎ 税務課 ☎ 55-2116

## 主な学校行事予定の 紹介コーナー

# 6月

学校	日	主な行事
船岡小学校 ☎ 55-1064	7~9	体力テスト
	10	避難訓練
	23~24	特別支援学級宿泊学習
槻木小学校 ☎ 56-1029	5/31~6/3	家庭訪問
	1	開校記念日
	7	生活科探検 2年
	8	フリー参観日
	9	社会見学 4・6年、 生活科探検 1年
	14	避難訓練
	21	体力テスト
	22	芸術鑑賞会
	23~24	特別支援学級宿泊学習
	28	花いっぱい運動
柴田小学校 ☎ 56-1430	3	手作り弁当の日
	7~10	家庭訪問、自由参観
	29	授業参観、懇談会
船迫小学校 ☎ 55-5394	6~13	家庭訪問
	9	避難訓練
	19	P T Aレク大会
	30	演劇教室
西住小学校 ☎ 53-3227	1~2	家庭訪問
	14	体力テスト
	16	児童総会
	23~24	特別支援学級宿泊学習
東船岡小学校 ☎ 55-1811	2~3	蔵王合宿 5年
	13	避難訓練
	16	防犯訓練
	23~24	特別支援学級宿泊学習
	30	社会見学 6年
船岡中学校 ☎ 55-1162	13	芸術鑑賞
	15	陸上大会激励会
	23~24	期末考査
槻木中学校 ☎ 56-1331	1	郡中総体激励会
	8	避難訓練
	15	陸上大会激励会
	23~24	期末考査
船迫中学校 ☎ 54-1225	28~29	期末考査
中学校共通	4~5	郡中体連総合大会
	6	振替休業日
	10	振替休業日
	17	郡陸上大会
	27	郡水泳大会

※詳しい内容については、各学校にお問い合わせください。

## 各種スポーツ町民大会 の中止

東日本大震災の影響により、今年度の各種スポーツ町民大会(宮城ヘルシー管内大会町予選会)は中止します。

### ▶中止となる大会／

- ①ゲートボール大会
- ②バドミントン大会
- ③ビニールボール大会
- ④ソフトボール大会
- ⑤ラージボール卓球大会
- ⑥グラウンド・ゴルフ大会

☎ 柴田町体育協会(事務局:スポーツ振興室) ☎ 55-2030

### 5月28日(土) 午前10時

## 柴田町観光物産交流館が開館

▶開館式／10:00～

開館式では、交流館の愛称披露や奥州柴田一番太鼓の演奏、大黒舞い、振る舞い餅の配布など行います。

▶営業時間／10:00～16:00

▶営業内容／○交流館売店での土産品、震災復興商品券などの販売 ○産地直売ブースでは、柴田でとれた野菜などの販売 ○喫茶コーナー「花カフェ」では、軽飲食ができます ○ギャラリーホールでは、交流館ができるまでの写真展示や映像放映を行います。

☎ 柴田町観光物産交流館 ☎ 87-7101

## 町内の高齢者サークル活動を支援します 登録サークルおよびサークル会員を同時募集

町では、高齢者同士の仲間づくりや生きがいづくりを促進し、住み慣れた地域で、元気で生き生きと、自立した生活が送れるよう、町内で活動する高齢者サークルの活動を支援しています。新たに高齢者サークルを立ち上げる方は福祉課までお問い合わせください。また、現在活動中の高齢者サークルに入りたい方は各サークル代表者までお問い合わせください。

▶対象サークル／支援の対象サークルは、次の各号に該当し、かつ継続的に活動できる団体などとなります。

- 1 趣味や社会活動を行う団体で、町以外から補助金や助成金を得ない団体
- 2 町内居住者で構成された団体
- 3 おおむね70歳以上を対象に活動している団体
- 4 介護予防事業の教室や勉強会を年1回以上開催すること
- 5 営利を目的としない団体
- 6 特定の政党、宗教団体などに属していないこと

▶支援対象の活動／

- 1 おおむね70歳以上の高齢者が10人以上で行う、生きがいづくり活動
- 2 おおむね70歳以上の高齢者が10人以上で行う、ふれあい交流による仲間づくり活動

▶サークルの登録／高齢者サークル活動の支援を受けるため、町への登録が必要です。

▶支援の内容／高齢者サークルに登録された利用者の自宅(付近)と活動施設との送迎

▶高齢者サークル連絡会／高齢者サークル活動支援団体として認められた団体で「高齢者サークル連絡会」を組織し、サークル同士の連携と情報交換を行います。

▶現在の登録活動サークル

No.	サークル名	代表者	連絡先	活動場所
1	詩吟サークル	高成田悦康		船岡生涯学習センター
2	柴田町書道サークルの会	原田 恭和		船迫生涯学習センター
3	園芸サークル	安藤 孝三		船迫公民館
4	船岡民謡サークル	山本テル子		船迫生涯学習センター
5	槻木民謡サークル	佐々木良雄		農村環境改善センター
6	船岡ゲートボールサークル	菅原 丸		地域福祉センター
7	槻木ゲートボール	太田 治男		地域福祉センター
8	羽山カラオケサークル	松本 俊子		農村環境改善センター

☎ 福祉課 ☎ 55-2159